

福岡ウェストジャパン・オーシャンズサポーター（賛助）会員規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人ウェストジャパンベースボール(以下「当法人」という。)が運営する「福岡ウェストジャパン・オーシャンズ サポーター（賛助）会員」(以下「本会」という。)のサポーター（賛助）会員(以下「会員」という。)について必要な事項を定める。

（会員の資格）

第2条 入会申込者が次の事由のいずれかに該当する場合、本会に入会することができない。

- (1) 入会申し込み時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申し込み者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なく、他人が申し込んだ場合
- (4) 入会申込者が反社会活動（暴力団等）に関連すると当法人が認める場合
- (5) 年会費の支払いがなされない場合
- (6) 本規約又は利用規約等に違反した場合
- (7) その他、会員として不適当であると当法人が認める場合

（入会の手続き）

第3条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定様式の入会申込書を提出しなければならない。

（承認）

第4条 当法人は、前条により提出された入会申込書について、第2条の事由のいずれにも該当しない場合、その申し込みを承諾しなければならない。

（会員の資格取得）

第5条 前条に基づき会員として入会を承認された者は、承認された日から会員資格を取得する。

2 会員の有効期間は、入会申し込み日から12か月後の月末日までとする。

3 当法人は、前項の有効期間満了の時期に、会員に対して、次年度の会員資格の更新の連絡を行うものとし、会員から当法人が指定する期日までに退会の連絡がない場合には、年会費の支払方法が、クレジットカードでの自動引落による場合を除いて、退会するものとする。

（会員の権利）

第6条 会員は、次の権利を有し、その権利はその者に専属する。

- (1) 会員証明書の配布を受けること
- (2) 会報の配布やEメールでの情報提供を受けること
- (3) 入会記念品を受けること
- (4) その他当法人が別に指定する会員特典

（会員の権利の停止）

第7条 当法人は、当法人が定める各条項に違反したとき、前条各号の権利を停止することができる。

（会員の義務）

第8条 会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 本規程その他当法人規則を順守すること。
- (2) 住所、氏名等に異動があったときは、すみやかに当法人に届け出ること。
- (3) 当法人が定める年会費を納めること。

（退会）

第9条 会員が、退会の申し出をしようとするときは、退会申請書により行わなければならない。

（除名）

第10条 当法人は、会員が、当法人の定款、会員規程に重大な違反があった場合、定款、会員規程又は各種規程に基づいて除名することができる。

（会員規程の変更）

第11条 本規程の変更は、代表理事の議決を経たのち、総会に報告しなければならない。

（附則）

1 この規程は、平成27年2月1日から適用する。